北上地区消防組合消防本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年2月27日

北上地区消防組合消防本部 消防長 鈴 木 和 夫

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程の一部を改正 する訓令

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程(昭和50年北上地区消防組合消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後	
別表 (第10条関係)		另	別表 (第10条関係)	
専決事項表			専決事項表	
消防次長	(1) [略]		消防次長	(1) [略]
	(2) 所属職員の年次休暇並びに6日以内の特			(2) 所属職員の年次休暇及び6日以内の特別
	別休暇の承認			休暇の承認
	(3) • (4) [略]			(3) • (4) [略]
	(5) 消防車両の登録申請並びに損害賠償保険			(5) 消防車両の登録申請及び損害賠償保険の
	の契約			契約
	(6) [略]			(6) [略]
総務課長	(1) [略]		総務課長	(1) [略]
	(2) 所属職員の年次休暇並びに6日以内の特			(2) 所属職員の年次休暇及び6日以内の特別
	別休暇の承認			休暇の承認
	(3)~(12) [略]			(3)~(12) [略]
予防課長	(1) [略]		予防課長	(1) [略]
	(2) 所属職員の年次休暇並びに6日以内の特			(2) 所属職員の年次休暇及び6日以内の特別
	別休暇の承認			休暇の承認
	(3)~(15) [略]			(3)~(15) [略]
警防課長	(1) [略]		警防課長	(1) [略]

	(2) 所属職員の年次休暇並びに6日以内の特	
	別休暇の承認	
	(3)~(10) [略]	
署長	(1) [略]	
	(2) 所属職員の年次休暇並びに6日以内の特	
	別休暇の承認	
	(3)~(12) [略]	
副署長	(1)~(3) [略]	
分署長	(1) [略]	
	(2) 所属職員の年次休暇の承認	
	(3)~(12) [略]	

	1
	(2) 所属職員の年次休暇及び6日以内の特別
	休暇の承認
	(3)~(10) [略]
署長	(1) [略]
	(2) 所属職員の年次休暇及び6日以内の特別
	休暇の承認
	(3)~(12) [略]
副署長	(1)~(3) [略]
分署長	(1) [略]
	(2) 所属職員の年次休暇及び6日以内の特別
	<u>休暇</u> の承認
	(3)~(12) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。